

国王崩御から30日経過後のイベントや放送について対応方針を発表

2016年11月1日、タクサダ・サンカチャン政府広報補佐官は、プミポン国王の崩御後30日間経過後の、イベント実施、TV・ラジオ放送、服装および半旗掲揚などの対応方針に関し、以下のとおり発表した。

- プミポン国王の崩御後、10月14日より1カ月間の自粛が要請されていた国内の催事・興行に関しては、娯楽・祭事関連のイベントや関連施設の営業を含め、11月14日より通常通り実施することができる。再開の対象となるイベント・施設には、主に以下のようなものが含まれる。
 - 1) ロイ・クラトーン祭りやニューイヤール・フェスティバルなどの全国規模の祭事イベント
 - 2) 県・地方レベルの各種祭事イベント(赤十字フェア、地域フェスティバル等)
 - 3) 県や地域、町村レベルの経済関連のプロモーションフェア等(歩行者天国や伝統行事等)
 - 4) 文化に関するパフォーマンス、コンテスト等
 - 5) ナイトクラブ、パブ、バーなどを含む娯楽施設
 - 6) ホテルでのパーティーやセミナー等の催事
 - 7) ライブ・コンサート
 - 8) 宗教関連の活動
 - 9) スポーツ競技、大会および関連イベント(合法的かつ適切な方法で行うこと)
- また、テレビやラジオ、その他放送局による各種放送に関しても、11月14日以降、通常通りのプログラムに戻ることとする。ただし、政府は、放送内容に関して、適切な配慮を求める。
- 政府機関の職員、国有企業の職員の服装については、当初の通達通り、10月14日より1年間は、服喪期間のガイドラインに従うこととするが、一般国民および旅行者に関しては各自の判断による服装を奨励する。
- 政府機関、公共機関、国有企業及び教育機関に対する30日間の半旗掲揚に関する通達は、2016年11月12日までを実行期間とし、11月14日月曜日からは、通常の掲揚位置(一番上)に戻すこととする

以上